

# 建 議 書

平成 22 年 11 月 11 日

岸和田市自治基本条例推進委員会

平成 22 年 11 月 11 日

岸和田市長 野口 聖 様

岸和田市自治基本条例推進委員会

副委員長 松村 信夫

岸和田市自治基本条例及び同条例に基づく制度等の  
検証・見直し並びに第 1 期推進委員会建議に基づく  
進行管理について

当推進委員会は、岸和田市自治基本条例及び同条例に基づく制度等の検証・見直し並びに第 1 期推進委員会建議に基づく進行管理を行い、調査・審議を重ねました結果、別紙のとおり結論を得ましたので、建議します。

岸和田市自治基本条例及び同条例に基づく制度等の  
検証・見直し並びに第1期推進委員会建議に基づく  
進行管理について

目 次

はじめに

第1 岸和田市自治基本条例の各条項について

第2 付帯意見について

参考資料

1. 岸和田市自治基本条例推進委員会概要
2. 岸和田市自治基本条例推進委員会規則
3. 岸和田市自治基本条例推進委員会委員名簿
4. これまでの経過

## はじめに

平成17年8月の岸和田市自治基本条例の施行により、市民が市政に参画する基本的な考えや情報共有・協働のルール等が共通の指針として確立され、今後、岸和田市がどのような考えでまちづくりを行っていくのかを明らかにする条例を持つこととなった。

一方、社会経済情勢が日々、目まぐるしく変化している中、岸和田市を取り巻く環境の変化も例外ではなく、今後、岸和田市が常期的確かつ柔軟な市政運営を行うことが重要であるため、この条例には、条例及び条例に基づく制度の見直し規定が明確化されている。

これらのことから、この条例の基本理念を推進し、実効性を確保するための制度の検討、さらには、この検討を踏まえ条例及び条例に基づく制度の見直し等について、独自に調査審議し、意見を述べる機関として、平成18年7月に「岸和田市自治基本条例推進委員会」が設置された。

当推進委員会は第2期の委員会として2年間にわたり、条例及び条例に基づく制度の見直し等について、また、第1期推進委員会の建議に基づき、検討を重ね進行状況を見守ってきた。その結果、地方自治法の改正等の外部的要因による条例の趣旨を推進するための最小限の改正が必要となる場合を除き、現時点では、自治基本条例の条文そのものの見直しは必要ないと思われるが、その理念の実現に向けて、引き続き検証が必要であるとの結論を得た。その内容を取りまとめたので、実現に向けて鋭意取り組まれない。

# 第1 自治基本条例の各条項について

## 第3条（基本原則）：人権尊重

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。

- (1) 市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。

すべての人権が尊重される豊かなまちづくりの実現のため、「岸和田市人権尊重のまちづくり条例」が存在し、その具体的方針として「(仮称)岸和田市男女共同参画推進条例」の整備がすすんでいる。引き続き、一人ひとりの人権を尊重し、健やかな「きしわだっ子」を育み、高齢者が日々生きがいを持って生活し、障害のある人と障害のない人とが対等に生活するために、「岸和田市地域福祉計画」を推進していく必要がある。

## 第9条（議会の責務） 第10条（議員の責務）

第9条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努める。

- 2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努める。

第10条 議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努める。

- 2 議員は、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努める。
- 3 議員は、市民福祉の向上のため、第8条に規定する議会の権能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前2項に規定する議員の責務を果たすよう努める。

「(仮称)岸和田市議会基本条例」については、検討委員会が設置され、制定に向け作業が進められている。議会及び議員の責務や役割が明らかにされようとしていることは、自治基本条例の趣旨に合致するものである。早期制定に向けて、引き続き努められたい。

## 第13条（職員の責務）

第13条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実で効率的にその職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。

- 3 職員は、職務についての必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たっては、創意工夫に努めなければならない。

市民生活の安心や安全を守るため、また職員の円滑な職務遂行を保障するため、行政機関の内部法令違反行為の公益通報者を保護し、それらの行為についての該当の有無等の判断を行う外部機関の設置について積極的に推進する必要がある。

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続条例において、命令等を定める際の意見公募手続を規定するなど、その適正を確保するよう努められたい。それと合わせて、職員の自主的な政策研究や、ネットワーク活動等もより一層活発に行う必要がある。

## 第14条（コミュニティ活動）

- 第14条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。
- 2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動（以下「コミュニティ活動」という。）の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

コミュニティ活動について、市内には地区公民館、福祉総合センター、文化会館等の社会的資源を活用した地域活動やボランティア活動が多数存在している。社会貢献活動を行うあらゆる市民が、ネットワークを活用し、自主的な意思によってまちづくりに取り組める機会を支援するため、コミュニティづくりに向けた市の役割を明確にし、必要な支援策を提示する必要がある。

## 第15条（地区市民協議会）

- 第15条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。
- 2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他の組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。

地区市民協議会は全小学校区に組織されているが、地域によって活発な活動を展開しているところもあれば、そうでないところもある。今後、地域で中心となる人材が能力を発揮できるよう、多様な交流の機会を提供していく必要がある。例えば、団塊の世代といわれる定年を迎えた人たちのために、自己申告による人材登録制度を創設するなど、地域自らが責任をもって自己決定していくための人材を育成する方策を検討すべきである。その窓口として、地域担当制等の導入も考えられる。

## 第16条（協働）

- 第16条 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努める。
- 2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は、市民及び事業者の自主性を損なうものであってはならない。

協働については、「公民協働推進の指針」に基づき様々な取り組みを行っているが、市民及び事業者による市民活動を支援するために、情報・人材の共有は不可欠である。既存施設を活用し、市民活動の情報拠点となる市民活動コーナーの設置等、岸和田市の実情にあったシステムを実現すべきである。

## 第18条（意見聴取制度）

第18条 市長及び他の執行機関は、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。

- (1) 計画の策定、変更又は廃止
- (2) 条例の制定、改正又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

2 市長及び他の執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。

3 前2項に規定する意見の聴取に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

意見聴取制度の対象となる事項については、庁内で統一的基準を設けているが、早期に市民との情報共有を実現し、出された意見について行政の見解の提示や説明責任を果たすなど、意見聴取制度を形骸化させないようにすべきである。

## 第19条（審議会等の運営）

第19条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則としてその一部を市民からの公募により行わなければならない。

2 市長及び他の執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

3 前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

審議会等のさらなる活性化を図るため、審議が形式化することなく、十分な実質的議論がなされるよう、必要な情報提供の基準等精査し、行政側の十分な準備やシステムづくりが必要である。

## 第21条（情報の共有）

第21条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。

市政に関する情報を市民と共有することは、重要施策を実施する上で必要不可欠なものであり、市と市民との間で情報を発信・受信・返信と循環させることである。正確な市民ニーズを把握し、情報をいかにわかりやすく、的確に、そしてタイムリーに市民に伝わるものとしていくか、また、どのような手法で行うのかについて、引き続き広報の指針を作成する等、効果的な情報共有のあり方を検討することが必要である。なお補助金については、交付要綱を含めてホームページに掲載する等、一般に公表する必要がある。

## 第 2 2 条（個人情報保護）

第 2 2 条 市は、別に条例に定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。

2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。

個人情報保護条例の運用について、情報セキュリティに関する職員教育がなされ、十分な管理体制を築くよう、引き続き、積極的に取り組むべきである。

個人情報をその取得した目的以外に使用してはならないことは当然であるが、災害等の緊急時に必要な情報を利用できず、個人の生命、身体及び財産を守ることができないという事態にならないよう、利用目的を明らかにした上で、平時から情報の確認や対応ができるシステムづくりが必要である。

## 第 2 4 条（総合計画）

第 2 4 条 市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

本市における総合計画は、自治基本条例に定められた理念に基づいた市政運営の原則等を具体化するためのものである。ところが、地方自治法の改正が予定され、総合計画の基本構想について、策定の義務付けと議会の議決要件が撤廃されようとしている。しかし、自治基本条例の理念に鑑み、総合計画は市民・議会・行政が一体となって策定するものであるので、あらかじめ議会の議決を経て定められるべきである。

## 第 2 6 条（法務）

第 2 6 条 市は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、法令の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈に努めなければならない。

2 市は、地域の特色をいかした政策を実現するため、条例制定権の活用に努めなければならない。

地域の特色ある政策を実現するため、法令についての調査研究を重ねることで、自治体には、積極的・自主的に法令解釈できる権利がある。自主的な法令解釈が定着すれば、地域に即した自主立法としての条例制定が可能となる。

法規担当を強化し、個々の職員が法務能力を磨けるような研修体制の充実、また各部署ごとに法務を担当する職員を配置するなど、専門家の助言も受けながら庁内における戦略的、横断的な法務体制・組織づくりが必要である。



## 第27条（財政）

第27条 市長及び他の執行機関は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他の団体については、その財政状況を一体的に捉え、市民にわかりやすく公表しなければならない。

3 市長は、市政運営の透明性を確保するため、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの10分の1以上2分の1未満の割合で出資している法人その他の団体については、その財政状況を市民にわかりやすく公表するよう努めなければならない。

4 市長及び他の執行機関は、市が保有する財産を明らかにし、適正に管理するとともに効果的に活用しなければならない。

財政健全化の推進のほか、限られた財源の中から、総合計画や市長公約などの実現を図るため、「政策財務」の考え方を予算編成の中に取り入れていく必要がある。

## 第2 付帯意見について

### 次期推進委員会の必要性

「自治基本条例推進委員会」は、自治基本条例の各条項が、条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであり続けているかどうかを検証する組織として必要であり、市の附属機関として運営体制を再構築し、引き続き市民自治都市の実現にむけて、本条例を推進する役割を果たすべきである。